

平成31年2月14日  
海事局安全政策課

## 係船作業の安全対策に関する国際ルールがとりまとめられました

～国際海事機関（IMO）第6回船舶設計・建造小委員会（SDC 6）<sup>(1)</sup>の開催結果概要～

平成31年2月4日～8日にロンドンIMO本部で開催されたSDC 6において、船舶を岸壁に繋ぐ係船ロープの保守等の安全対策に関する海上人命安全条約改正案等がとりまとめられました。今後、国内外で多発している係船ロープの破断による死傷事故<sup>※</sup>の減少が期待されます。

主な審議結果は以下のとおりです。

1. 係船作業の安全対策に関する海上人命安全条約（SOLAS条約）改正案や、ガイドライン案（係船ロープの配置、点検、保守等に関するもの）が、とりまとめられました。
2. 沖合の洋上施設に作業人員を輸送する船舶の安全基準について、検討されました。
3. 第二世代非損傷時復原性基準<sup>(2)</sup>について、次回会合でのとりまとめに向けて検討が行われました。

審議結果の詳細は別紙をご参照ください。

- (1) 区画や復原性など、船舶の設計や建造に関する技術上・運用上の事項について審議を行う小委員会
- (2) 船舶が転覆事故を起こさずに安全に航行するための基準。現在検討中の第二世代の基準は、現行の基準において十分に考慮されていない危険現象（波乗り等）に対応するものとなっている。

※ 国内では2009年と2017年に死傷事故が発生。国外では1993～2015年にかけて35件の死傷事故が発生（国際荷役調整協会による）



### 【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室 森、田口  
代表：03-5253-8111（内線 43-561、43-567）  
直通：03-5253-8631 FAX：03-5253-1642